



サプライヤー、請負業者およびコンサルタント向け GEインテグリティ・ガイド

本ガイドは、コンソーシアムのパートナー企業にも適用されます。

GEからのメッセージ

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー（「GE」）は、揺るぎないインテグリティと高い水準の業務行為をもってあらゆることに取り組むことを方針としており、特に GE のサプライヤー、請負業者、コンソーシアム・パートナーおよびコンサルタント（総称して「サプライヤー」）との取引においてもそれを実践しています。GE では、合法性、効率性および公正な商慣習に基づいてサプライヤーとの関係を築いています。GE のサプライヤーは、GE のために行う業務に関連して、この「サプライヤー、請負業者 およびコンサルタント向け GE インテグリティ・ガイド」（「本ガイド」）に定められ、その取引関係に適用される法規制上の義務に従わなければなりません。

各サプライヤーは、本ガイドに定める行動水準のほか GE との契約義務を自ら守るだけでなく、その従業員、作業員、代理人、供給業者および下請業者にも守らせる責任があります。本ガイドまたは GE のサプライヤーに求められる業務行為の基準について不明な点がある場合は、担当の GE マネージャーまたは下記の GE のコンプライアンス問合せ先までご連絡下さい。

GE サプライヤーとしての責任

GE のサプライヤーとして、次のとおり実践してください。

公正な雇用慣行：(i) 賃金や労働時間、採用および雇用契約に関する適用法令を遵守し、(ii) 各国・地域の法令で定められるとおり、従業員が団体交渉を行うために自ら選択した組合の結成・加入を自由に行えるようにし、(iii) 差別、ハラスメントおよび報復行為を禁止し、(iv) 国外から採用した従業員に対しては、雇用終了時に帰国費用を支払い、(v) 従業員から就職斡旋手数料を徴収せず、そのような手数料を従業員から徴収する会社を使用せず、(vi) 不正または誤解を招くような方法で採用を行わず、(vii) 従業員の身分証明書や入国書類を保持したり、破棄したりせず、(viii) 雇用条件は従業員が理解する言語で提示する。

環境と安全・衛生（EHS）：(i) EHS関連の適用法令および GE がEHSに関して請負業者に要求する事項を遵守し、(ii) 従業員に安全で健康な職場を提供し、(iii) 地域社会に悪影響を及ぼさない。住居を提供または手配する場合、滞在国の安全基準を満たすものでなければならない。

人権：(i) 事業運営および GE のために行う業務において従業員等の人権を尊重し、(ii) 16 歳または最低就業年齢のいずれか高い方の年齢を下回る者を雇用せず、(iii) 強制労働者、囚人労働者、年季奉公人または身体的・性的・心理的な強制、搾取もしくは抑圧を受けている労働者を使用せず、人身売買または人身売買のほう助を行わず、(iv) タンタル、錫、タングステンおよび金は、紛争と関係がないと認定された調達先から調達する方針を採用してその仕組みを確立し、(v) GE の要請があった場合はタンタル、錫、タングステンおよび金のサプライチェーンについて裏付けとなるデータを GE が指定するプラットフォームにて提出する。

官公庁との仕事、不適切な支払い、GE 社員・代理業者との関わり：(i) 政府役人への贈賄禁止を含め、法に従った業務行為を義務付けるポリシーを策定のうえ実施し、(ii) GE の調達業務、案件または取引に関連して、GE の社員・代理業者・お客さまや政府役人に対し、直接間接を問わず、経済的価値のあるもの（現金、賄賂、贈答品、接待、リポートのほか、採用の申し出やコンテスト、大会または販促イベントへの参加など）の提供または提供の申し出を行わず、(iii) GE の要請があった場合は、裏付けとなるデータを提出する。

競争法：GE が予定・検討・実施中の調達案件に関して、価格、原価その他競争制限につながるような情報を第三者と共有または交換せず、第三者と共謀しない。



サプライヤー、請負業者およびコンサルタント向け GEインテグリティ・ガイド

本ガイドは、コンソーシアムのパートナー企業にも適用されます。

知的財産：特許、商標および著作権のすべてを含め、GE および第三者の知的財産権その他の財産権を尊重する。

セキュリティとプライバシー：(i) GE 社員・お客さま・サプライヤーのプライバシーの権利を尊重し、GE 社員・お客さま・サプライヤーのデータ（「GE データ」）を保護し、(ii) GE データの不用意、不正もしくは違法な破損・変更・改ざん・紛失、GE データの不正使用または GE データの違法な処理を防止するために、その安全性および秘密保持を確保する物理的措置、組織的措置および技術的措置を講じ、それを維持し、(iii) 犯罪・テロ行為を行う個人・組織からサプライヤーの事業・施設を保護する。

貿易管理と通関：GE の書面による明示的な承諾がない場合に GE の技術情報の第三者への移転を行わず、商品、サービス、ソフトウェア、技術または技術情報の輸出入・再輸出・移転に関して適用される貿易管理法令（権限のない個人・法人によるアクセスまたは使用に対する制限を含む）をすべて遵守する。

コントローラシップ：GE が関与する取引に関して GE または政府当局に提出するか、第三者の監査を受ける請求書や通関書類等において、供給または納入した商品・サービスとその価格について正確に記載し、すべての書類作成、連絡および会計上の判断を正確かつ誠実に行う。

質問や懸念を提起する方法

GE のサプライヤーは、本ガイドに関連して GE に影響を及ぼす懸念を把握した時点で、サプライヤーに関するか否かにかかわらず、速やかに GE に報告することが期待されています。この際、このような報告行為に適用される各国・地域の法令や法的制限に従うものとします。また GE のサプライヤーは、GE とサプライヤーに関連する懸念の調査が行われる場合は GE に協力し、GE が合理的に要請する措置を講じなければなりません。サプライヤーの業務が米国政府との契約に関連している場合、サプライヤーは、この「サプライヤー向けインテグリティ・ガイド」に適合しないと思われる点について GE に通知する必要があります。

I. 質問・懸念の内容を明確に：懸念の当事者、内容は？ いつ発生したか？ 事実関係は？

II. 迅速な報告が重要：GE のサプライヤーは次のいずれかの方法で質問・懸念を提起することができます。

- 担当の GE マネージャーに話をする
- GE のインテグリティ・ヘルプライン（+1 800-227-5003 または +1 617-443-3077）に電話する（英語のみ）
- ombudsperson@corporate.ge.com 宛に電子メールを送る（英語のみ）
- GE のコンプライアンス問合せ先（法務担当者、コンプライアンス担当者など）に連絡する

III. GE ポリシーにより、懸念を報告した者に対する報復は禁止されています。